

令和5年第2回川西町 議会定例会会議録

令和5年6月6日 火曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安心安全課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋 貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会議務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和5年6月6日 火曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第1号 令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第2号 令和4年度川西町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 5 報告第3号 令和4年度川西町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 6 報告第4号 令和4年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和5年度事業計画について

日程第 7 報告第5号 令和4年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和5年度事業計画について

日程第 8 議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事変更請負契約の締結について

日程第 9 議第52号 花丘町下小松線防雪柵設置工事請負契約の締結について

日程第10 議第53号 4年災第5565号上六角平谷地線橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について

日程第11 議第54号 財産の取得について

日程第12 議第55号 財産の取得について

日程第13 議第56号 川西町立大塚小学校屋外プール改修工事請負契約の締結について

日程第14 議第57号 財産の取得について

日程第15 議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)

日程第16 議第48号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第17 議第49号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 議案の委員会付託

日程第20 請願の付託

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る5月19日、白鷹町を会場に置賜地方町村議会議長会臨時総会が開催されました。

議事については、令和4年度歳入歳出決算の認定について、令和5年度事業実施計画について、令和5年度補正予算（第1号）について、役員改選についてが提案され、それぞれ原案どおり認定並びに可決されました。

なお、役員の任期満了による改選では、会長に安部小国町議会議長、副会長に菅原白鷹町議会議長、監事に近野高畠町議会議長が就任いたしました。

次に、5月25日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、議員役職の改選に伴い議長及び副議長の選挙が行われ、議長には長井市議会選出の鈴木富美子議員が、副議長には山形県議会選出の五十嵐智洋議員が当選されました。

次に、5月30日、米沢市議会議事堂において置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、議長及び副議長の選挙が行われました。議長には鈴木富美子長井市議会議長が当選され、副議長には本職、井上晃一が当選いたしました。

続いて、専決処分の承認を求めることについて、高機能消防指令センター総合整備工事請負契約の締結について、置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてが提案され、それぞれ原案どおり承認、可決されました。

また、欠員により監査委員の選任が提案され、米沢市議会選出の山田富佐子氏を選任することについて、原案どおり同意されました。

次に、6月1日、金山町において、山形県町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、令和4年度山形県町村議会議長会収入・支出決算が提案され、承認されました。

また、各地方からの提出議題12件が提案され、原案どおり可決されました。

なお、置賜地方町村議会議長会からは、自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援について、遊休施設の解体・撤去費用に対する支援の充実について、そして、空き家対策支援についての3件を提案いたしました。

次に、役員の改選が行われ、丹野貞子河北町議会議長が県町村議会議長会会長に選任されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から、3月からの町政の報告をさせていただきます。

3月1日から22日まで、第1回川西町議会定例会が開催されました。

3月16日、令和4年度第4回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、令和4年度飲酒運転撲滅・冬の交通安全県民運動の実施結果及び令和5年度山形県交通安全県民運動実施要綱の報告確認を行った後、令和5年度本協議会事業計画並びに4月、5月に実施されます新入学児童の交通事故防止強化旬間及び春の交通安全県民運動期間中における町の実施計画等について協議し、関係機関・団体と連携し、交通事故防止の啓発活動を実施することを確認いたしました。

3月30日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

4月2日、令和5年度川西町消防団辞令交付式を行いました。昇任幹部38名、新入団員14名に対し辞令を交付いたしました。なお、今年度は齋藤二男団長以下、総勢459名の体制で

消防防災活動を推進してまいります。

4月3日、町職員辞令交付式を行いました。

4月11日、自治会長会議を開催いたしました。153名の自治会長の皆さんに委嘱状を交付し、自治会長の業務や町の主要事業、昨年8月の大雨に伴う災害対応や復旧事業等について説明を申し上げ、意見交換を行いました。

4月16日、令和5年度川西町消防団春季消防演習を行いました。置賜総合支庁長や舩山県議会議員など、ご来賓の出席を得て、消防団員165名の参加の下、上小松美女木地内で火災防衛訓練を実施するとともに、庁舎前駐車場で分列行進及び式典を挙行いたしました。式典では、消防庁長官表彰の伝達や町表彰条例に基づく永年勤続団員等の表彰を行いました。

5月1日、第2回川西町議会臨時会が開催されました。

5月2日、株式会社ヤマザワとの災害時の救援活動の協力に関する協定書の締結式を行いました。この協定は、株式会社ヤマザワが、県内の自治体と救援活動の協定を進めているもので、県内では18件目となります。有事の際、株式会社ヤマザワの協力により、町内店舗及び関連会社において保有する飲料水、食料及び生活物資等の提供や避難場所として、駐車場、トイレの一時的な提供が得られ、避難者への救援活動に役立てられます。

同日、東日本電信電話株式会社との、川西町におけるレジリエンス強化推進プロジェクトに関する連携協定書の調印式を行いました。この協定は、自治体が災害などリスクを乗り越える対応力を身につけるため、通信事業者の技術や人材を生かし、支援協力をいただくものであります。今後は、置賜3市5町それぞれのリスク分析、解決策の検討、事業化など、本町のみならず、置賜全体の連携による地域住民の安全・安心と地域資源価値向上を実現するために、相互に連携協力を推進するものであります。

5月3日、令和5年度川西町成人式を開催いたしました。

5月9日、第3回川西町議会臨時会が開催されました。

5月10日、第53回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしました。国の基本的対処方針や業種別ガイドラインの廃止、国の変更方針を踏まえ、感染症法上の位置づけが、5月8日から5類感染症に変更されたことを受け、町としての今後の方針の確認を行い、本町がこれまで取り組んできたコロナ対策を総括し、対策本部会を開催いたしました。対策本部は解散いたしますが、引き続き国・県から提供される感染対策等の情報収集に努め、町民の安全を確保してまいります。

6月3日、令和5年度川西町戦没者追悼式を開催しました。追悼式では、ご来賓やご遺族

とともに、本町の英霊957柱のご冥福をお祈り申し上げるとともに、平和への誓いを新たに
したところでございます。

次に、入札執行状況について、1件500万円以上の入札執行状況を報告いたします。

月日、3月9日、工事名、4年災第4555号 山口沢河川災害復旧工事、落札金額1,430万
円、落札者、株式会社黒澤技建、代表取締役曾根祐司、ほか記載の29件の入札を執行いたし
たところであります。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名
いたします。

5番渡部秀一君、6番寒河江 司君、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のと
おり、本日6月6日より6月16日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ご
ざいませぬか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

◎報告第1号 令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について

○議長 日程第3、報告第1号 令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第1号 令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案
申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、報告第1号 令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

先に、繰越明許費について簡単にご説明させていただきます。

繰越明許費につきましては、年度内に支出が完了しない見込みとなった事業について、事前に議会の議決を得て、翌年度に繰り越して実施できるようにした事業でございます。

繰越明許に係る歳出予算の結果につきましては、翌年度の5月31日までに繰越計算書を作成し、次の議会で報告することと定められておりますので、今般、ご報告申し上げます。

それでは、内容であります。ただいま町長からありましたとおり、報告第1号 令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、次の資料が繰越計算書になります。

令和4年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書。

左から、款、項、事業名を記載してございます。次に金額、ここは事業の予算額を表示しておりまして、その右にあります翌年度繰越額として、実際に繰り越した金額を表示してございます。

その右側につきましては、この繰越額の財源内訳ということで、既収入特定財源につきましては、5月末までに収入済みとなった金額でございます。それ以外、未収入特定財源といたしまして、これから収入になる財源でございますが、国庫支出金、県支出金、町債に区分して記載をしてございます。

一般財源の欄につきましては、令和4年度の予算の中から、繰越分として確保しておく金額でございます。

内容であります。2款1項地域振興拠点施設整備事業、以下、全部で21の事業がござい

裏面をご覧ください。

合計額をご報告申し上げます。

金額24億5,980万1,000円、翌年度繰越額12億3,456万6,000円、既収入特定財源353万1,000円、未収入特定財源のうち、国庫支出金7億601万3,000円、県支出金4,484万円、町債3億4,500万円、一般財源1億3,518万2,000円でございます。

令和5年5月31日、町長名でございます。

それでは、繰り越した事業につきましては、もう一枚の資料、A3判横の資料でございます。

左上に報告第1号 資料と記載してございますが、令和4年度川西町一般会計繰越事業の概要でございます。こちら、款、項、事業名、これは繰越計算書と同様でございます。

事業の実施に当たりまして、契約日、あるいは補助金につきましては交付決定、予定も含めましてこの決定日と完了、予定も含めまして完了日を記載しておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

右側に事業概要を記載してございますので、簡単にご説明申し上げたいと思います。

それでは、2款1項、事業名ですが、地域振興拠点施設整備事業。これは、地域振興拠点施設の基本及び実施設計業務、旧庁舎等解体工事監理業務、用地取得等でありましたが、これらについて継続して実施するため繰越したものでございます。

続いて、2款2項固定資産税課税業務効率化事業。これは、未評価等の家屋特定調査業務ということで、固定資産税対象の家屋等の全調査を行うため繰越したものでございます。

続いて、4款1項新型コロナウイルスワクチン接種事業。これは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料及び事務手数料であります。支出の精算を行うため繰越したものでございます。

続いて、出産・子育て応援交付金。これは、令和5年9月分までの出産・子育て応援交付金の支出のため繰越したものでございます。

続いて、6款1項新規就農支援事業。これは、新規就農者に対する農業機械整備の補助であります。機械の導入時期に合わせて繰越したものでございます。

続いて、担い手確保・経営強化支援事業。これは、中心経営体として位置づけられた担い手に対する農業機械整備補助でございます。こちら、機械の導入時期に合わせて繰越したものでございます。

続いて、農林水産物等災害対策事業（産地復旧・農機具被害特別支援）。こちらは、昨年

8月の豪雨災害に係る農機具等の修繕・更新に対する補助で、災害対応を継続して行うため繰越したものでございます。

続いて、7款1項被災事業者支援事業。こちらは、昨年8月の豪雨災害に係る事業所及び設備の修繕・更新に対する補助でありまして、これも災害対応を継続して行うため繰越したものでございます。

続いて、8款2項虚空蔵山西線道路改良工事。町道虚空蔵山西線の道路改良工事で、国交付金の追加分の工事を継続して実施するため繰越したものでございます。

続いて、8款3項河川管理事業。これは、万福寺川の調査測量設計業務並びに用地取得であります。こちらにも継続して実施するため繰越したものでございます。

続いて、市街地排水路管理事業。こちらは、昨年8月豪雨災害に係る市街地排水路の支障物撤去・しゅんせつを継続して実施するため繰越したものでございます。

続いて、8款5項被災住宅修繕支援事業。こちらにも、昨年8月の豪雨災害に係る住宅修繕に対する補助でありまして、こちらにも継続して実施するため繰越したものでございます。

続いて、10款3項中学校施設維持管理事業。川西中学校屋根等改修工事及び内部改修・設備改修工事に係る実施設計業務であります。校舎の長寿命化に係る大規模改修を継続して実施するため繰越したものでございます。

続いて、10款4項園児バス安全装置導入事業。これは、園児バスに安全装置を導入する工事ではありますが、園児の置き去り防止の装置でございまして、バスの更新も含め、全ての園児バスに設置するよう繰越したものでございます。

続いて、11款1項小規模農地等災害緊急復旧事業から11款3項観光施設災害復旧事業まで、これに関しましては、昨年8月豪雨災害に係るそれぞれの施設の災害復旧工事、こちらにも継続して実施するため繰越しをしたものでございます。

12款1項町債管理事務経費。こちらは、起債の管理システムデータの移行業務ではありますが、システムの共用開始を9月としたことにより繰越したものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 報告を終わります。

◎報告第2号 令和4年度川西町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告
について

○議長 日程第4、報告第2号 令和4年度川西町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につ

いて、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第2号 令和4年度川西町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告を申し上げます。

内容等につきましては、坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、報告第2号 令和4年度川西町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご報告申し上げます。

先に、事故繰越しについて簡単にご説明申し上げますが、事故繰越しにつきましては、年度内に完了する予定の事業が、避け難い理由のため、年度内に支出が終らなかったものについて、翌年度に繰り越して予算を執行することができるかとされているものであります。

この場合に、事故繰越しの結果につきまして、翌年度の5月31日までに繰越計算書を作成し、次の議会で報告することと定められておりますので、今般、ご報告申し上げます。

それでは、内容についてご報告させていただきます。

報告第2号 令和4年度川西町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づき別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、次のページが繰越計算書になります。

令和4年度川西町一般会計事故繰越し繰越計算書。

内容は1件でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名は橋梁長寿命化修繕整備事業でございます。支出負担行為額、これは、令和4年度中に支出予定として伝票処理した金額であります、4,823万600円でございます。

次の左の内訳の欄であります、支出済額、これは前払いとして支払い済みの金額1,760万円、支出未済額、これはこれから支出を行う金額であります、3,063万600円でございます。

次の支出負担行為予定額、これは変更に合わせて計上した金額であります、49万3,400円でございます。

次の翌年度繰越額であります、ただいま申し上げました支出未済額並びに支出負担行為予定額、この合計になります。3,112万4,000円でございます。

この金額の財源内訳といたしまして既収入特定財源はございません。未収入特定財源として、国庫支出金が1,876万4,000円、町債が810万円、一般財源として426万円でございます。

説明であります、これが事故繰越しの理由となります。新型コロナウイルス感染症の影響により資材納入に遅延が生じたため、事故繰越しとしたものでございます。

令和5年5月31日、町長名でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 報告を終わります。

◎報告第3号 令和4年度川西町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 日程第5、報告第3号 令和4年度川西町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第3号 令和4年度川西町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号 令和4年度川西町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。令和4年度水道事業に係る繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

本日付提出、町長名でございます。

1枚めくっていただきたいと思っております。

こちら、繰越しの計算書でございます。

令和4年度川西町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名は建設改良工事でございます。予算計上額 7,420 万円、翌年度繰越額、同額で 7,420 万円でございます。うち財源内訳でございますが、国庫支出金 1,477 万 3,000 円、企業債 2,540 万円、その他としまして 3,402 万 7,000 円でございます。

説明でございますが、冬季契約締結のため工期を延長するものでございます。

なお、各工事に係る繰越額については、別紙資料をご覧いただきたいと思っております。

報告第 3 号資料、繰越計算書の内訳でございます。

一番上の工事名、町道北沢線（松木橋）災害復旧工事から一番下の正安寺配水池（3 月 12 日）災害復旧工事応急分まで、記載の工事となっております、工事ごとの金額につきましては、後ほどご確認いただければと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長 報告を終わります。

◎報告第 4 号 令和 4 年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 5 年度事業計画について

○議長 日程第 6、報告第 4 号 令和 4 年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 5 年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第 4 号 令和 4 年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 5 年度事業計画について、ご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、川西町土地開発公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものであります。

内容につきまして、鈴木政策推進課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、報告第 4 号 令和 4 年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 5 年度事業計画について、ご報告、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度川西町土地開発公社の経営状況及び令和 5 年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

初めに、令和4年度川西町土地開発公社決算書をご説明いたします。

お手元に配付しております令和4年度決算書の1ページをお開きください。

事業報告書でございます。

1の事業報告では、(1)から(3)までそれぞれの内容がありますが、14ページ以降に、この場所の位置図を添付しておりますので、初めに、場所のご確認をいただきたいと思えます。

それでは、14ページから16ページの位置図をご覧ください。

(1) 代行用地、これにつきましては、中小松地内のコメリさんの東側の開発用地でございます。

(2) 完成土地等、これにつきましては尾長島工業団地内の用地で、エーアンドエー工業さんの東側の用地でございます。

(3) 開発中土地、これも同じく尾長島工業団地内で、ミユキ精機さん前の入口付近の1か所でございます。

以上、3か所でございますので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

1の事業報告です。

(1) 代行用地ということで、開発用地の売却促進を図ってまいりました。これにつきましては、町からの委託を受け買収した土地であるため、町に対する売却促進を図ったところであり、所在地は大字中小松地内、面積は1,893.15平米。4年度は動きがなかったため、事業費はゼロでございます。

(2) 完成土地等、尾長島工業団地内企業誘致用地の売却促進を図りました。所在地は大字尾長島地内、面積は2,148.73平米。4年度は動きがなかったため事業費はゼロでございます。

(3) 開発中土地、尾長島工業団地内附帯用地の取得に努めたところでございます。所在地は大字尾長島地内、面積は1,028平方メートル、取得額については進展がなくゼロでございます。

共有地であり、96名の持ち分のうち66名分を公社で所有しております。

2の理事会及び監査会の開催状況報告です。

(1) の理事会につきましては2回開催し、内容は決算及び予算に係るものでございます。

(2) の監査会につきましては、決算前の監査を1回開催しております。

次に、2ページをお開きください。

3の役職に関する報告でございます。

(1) 役員の構成、役員は理事10名、監事2名をもって構成しております。

(2) 役職員名簿、令和5年3月31日現在です。

①役員、②職員の名簿となっておりますのでご確認をいただきたいと存じます。

次に、3ページをご覧ください。

財産目録でございます。

初めに、区分の中の資産の部です。

1 流動資産です。

内訳は、(1) 現金及び預金は、イの普通預金、ロの定期預金で、合計して867万9,400円です。

(2) 代行用地は、これは開発用地でございまして、1,803万5,488円でございます。

(3) 完成土地等は企業誘致用地でございまして、946万7,373円でございます。

(4) 開発中土地は工業団地附帯用地でございまして、181万826円でございます。

流動資産の合計は3,799万3,087円となります。

次に、2の固定資産は1円で、(1) 有形固定資産、内容はパソコン一式で、4年度で減価償却が終了しましたので1円の残存価格となります。

資産の合計は3,799万3,088円でございます。

次に、4ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

初めに、資産の部でございます。

内訳は、1 流動資産です。

(1) 現金及び預金、(2) 代行用地、(3) 完成土地等、(4) 開発中土地、以上を合わせまして、流動資産合計は3,799万3,087円でございます。

2 固定資産です。(1) 有形固定資産は1円となります。

1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計は、3,799万3,088円でございます。

次に、資本の部です。

1 資本金です。(1) 基本財産は500万円で町からの出資金でございます。資本金額合計は同額の500万円でございます。

2 準備金です。(1) 前期繰越準備金3,305万2,621円。(2) 当期純損失5万9,533円、

準備金合計3,299万3,088円。

1の資本金と2の準備金を合わせた資本合計は、3,799万3,088円でございます。

次に、5ページをご覧ください。

損益計算書でございます。

事業収入はありませんので、1販売費及び一般管理費と2事業外収益のみとなります。

初めに、1販売費及び一般管理費です。

(1) 人件費3万円で、外部役員の報酬となります。

(2) 経費11万6,071円で、主なものは消耗品、公租公課、パソコン減価償却となります。

結果としまして、事業損失額は14万6,071円でございます。

2事業外収益です。(1)受取利息、(2)雑収益を合わせまして、事業外収益合計は8万6,538円。

よって、事業損失額と事業外収益を合計した経常損失及び当期純損失額は5万9,533円でございます。

次に、6ページをお開きください。

キャッシュ・フロー決算書でございます。

1事業活動によるキャッシュ・フローです。(1)人件費支出は3万円で、理事会、監査会の報酬となります。(2)その他の業務支出は5万6,572円で、消耗品、公租公課等々でございます。合わせまして小計8万6,572円の支出となっております。(3)利息の受取額が156円、(4)雑収益は8万6,382円、合わせまして小計8万6,538円となり、これらを合計しましたキャッシュ・フローは、マイナスの34円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フロー及び3の財務活動によるキャッシュ・フローは動きがございませんでした。

よって、4の現金及び現金同等物期首残高が867万9,434円、5の期末残高が867万9,400円でございます。

次に、7ページをご覧ください。

令和4年度 利益金計算書です。

1前事業年度繰越準備金3,305万2,621円、2当事業年度純損失5万9,533円、3剰余金3,299万3,088円、これを次のとおり処分することといたしまして、同額を翌年度繰越準備金とするものでございます。

次に、8ページ及び9ページをお開きください。

収入支出決算報告書です。

ただいまご説明申し上げました説明内容の内訳となりますので、後ほどご確認を賜りたいと存じます。

次に、10ページをお開きください。

資本的支出です。

工業団地内の附帯用地の取得費としまして3万円を計上しましたが、取得には至らなかったため決算額はゼロでございます。

次に、11ページをご覧ください。

事業資産明細書です。

さきに説明させていただいた代行用地、完成土地と開発中土地の期首及び期末の残高です。動きがなかったため、期首、期末それぞれ同額でございます。

次に、12ページをお開きください。

有形固定資産明細表でございます。

資産の種類はパソコン一式で、令和4年度が減価償却の最終年度となり、本年度の期末残高が1円となるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

令和4年度川西町土地開発公社決算の監査報告書でございますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

14ページ以降は、冒頭申し上げました町有地の位置図となります。

以上が、令和4年度の決算状況となりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、お手元に配付しております令和5年度川西町土地開発公社予算事業計画及び資金計画書をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

令和5年度 川西町土地開発公社予算でございます。

公社の予算につきましては、第1条の総則で、次の定めるところによると規定しております。第2条の令和5年度重点事業については(1)から(3)まででございまして、先ほどの決算においてご報告申し上げました内容に引き続き、売却の促進を図っていく、または附帯用地の取得を目指していくものでございます。

第3条収益的収入及び支出でございますが、初めに、収入のほうをご説明申し上げます。

第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益1,836万5,000円。これは、中小松に所有して

いる開発用地でございます。第3項土地造成事業収益536万1,000円これは、尾長島工業団地内の企業誘致用地でございます。

第2款事業外収益、第1項受取利息は存目の1,000円でございます。収益合計は2,372万7,000円となります。

次に、支出をご説明申し上げます。

第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価1,803万5,000円。これは、中小松に所有している開発用地でございます。第3項土地造成事業原価946万7,000円。これは、尾長島工業団地内の企業誘致用地でございます。

第2款販売費及び一般管理費、第1項販売費及び一般管理費は30万1,000円で、公租公課、消耗品などの事務経費でございます。支出合計は2,780万3,000円、収益的収入支出差引額はマイナスの407万6,000円で、これは企業誘致用地について収入としての見込みが、土地造成事業収益536万1,000円に対して原価が946万7,000円となるため、このような差引額となるものでございます。

第4条資本的支出です。

資本的支出の予算額は次のとおり定め、不足する3万円は損益勘定留保資金で補填するものでございます。

支出。

第1款資本的支出、第3項土地造成事業費、これにつきましては、尾長島工業団地内の共有地の取得を見込むものでございます。よって、支出合計は3万円でございます。

第5条長期借入金です。長期借入金の限度額は、令和5年度より1億円と定めているところでございます。

次に、2ページをお開きください。

第1表事業実施計画及び資金計画書でございます。

これは、前ページ予算の第2条に規定する第1表となります。

事業実施計画の記載内容は、前ページの予算で説明したとおりでございます。

事業実施計画に対する資金計画書につきましては、当年度見込額として、初めに受入資金は、1の代行用地売却収益1,836万5,000円、2の完成土地等売却収益536万1,000円、3の受取利息1,000円、4の前年度繰越金867万7,000円、合計額は3,240万4,000円でございます。

次に、支払資金は、1土地造成事業費3万円、2販売費及び一般管理費30万1,000円で、合計額は33万1,000円でございます。受入資金から支払資金を差し引いた額は3,207万3,000

円となります。

また、3ページには、収入支出予算事項別明細書、4ページには、資本的支出の明細書を添付しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

最後に、5ページをご覧ください。

令和5年4月1日現在の川西町土地開発公社役職員の名簿でございます。

役員は理事10名、監事2名をもって構成しております。

私からの報告、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 報告を終わります。

◎報告第5号 令和4年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告
及び令和5年度事業計画について

○議長 日程第7、報告第5号 令和4年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和5年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第5号 令和4年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和5年度事業計画について、ご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、株式会社ダリヤパークサービスに対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況を報告するものでございます。

内容につきまして、内谷産業振興課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 内谷産業振興課長。

○産業振興課長 報告第5号 令和4年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和5年度事業計画について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度株式会社ダリヤパークサービスの経営状況及び令和5年度事業計画を別紙のとおり報告する。

本日付提出、町長名でございます。

別紙をご覧ください。

第28期（令和4年度事業）営業報告書並びに決算報告により説明申し上げます。

1ページをお開きください。

株式会社ダリヤパークサービス、第28期（令和4年度事業）営業報告。令和4年4月1日

から5年3月31日までのものでございます。

営業の概要です。

当社は、指定管理者として川西町浴浴センターまどか並びに川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的を推進するため、それぞれの施設の特徴を生かしながら各種事業を展開し、公共の施設として利便性の向上に努めました。

コロナ禍の状況の中、旅行に関して、外国人の入国制限の緩和策や全国旅行支援を利用する旅行者が増加傾向となり、様々なところで人々のにぎわいが感じられるようになりました。

このような状況を踏まえ、まどかでは、本県で実施されたやまがた旅割キャンペーンを最大限活用しました。お客様には、お得感を感じてもらえるような価格設定と充実した料理を提供し、宴会や宿泊等でたくさんのお客様に利用いただくことができました。また、昨年から実施したウクレレやヨガなどの体験と食事を楽しめるイベントも好評で、毎回参加者が増加の状況となりました。新たに「瞽女」の映画鑑賞会を開催するなど、さらなる誘客増に努めました。

また、パークゴルフ場においては、緑鮮やかで起伏に富んだコースがお客様からは好評で、大会への参加者も増加し、昨年以上の利用者となりました。

今期は、以前より日常の生活ができる環境となり、両施設の売上げや利用者は昨年より大幅に増加となりました。しかし、電気、灯油等の光熱費の高騰や様々な原材料の値上げ、加えて、昨年8月の豪雨災害により、ダリヤ園周辺が甚大な被害を受け、主要道路が通行止めになるなど、二重三重の厳しい状況での経営活動となりました。

2、利用状況です。

浴浴センターまどかの利用者数は9万8,970人で、前期9万6,613人に対し2,357人の増となりました。

温泉、宿泊、宴会部門については、前期を上回る利用者数となりました。しかし、レストランの利用については昨年より大幅減となりました。このことは、豪雨災害の影響やダリヤ園の開園期間の短縮等が減少の原因と考えられます。

また、ダリヤパークゴルフ場については、オープン5年目となり、毎年利用者が増加している状況であります。今期の利用者数については1万7,186人となり、前期1万6,599人に対し、587人の増となりました。

両施設合わせた利用者数は11万6,156人となり、前期11万3,212人に対し、2,944人の増となりました。

詳細については下の表にございますけれども、浴浴センターまどかについて、季節ごとの利用者数については、4月から7月までの利用者数は3万2,970人で、前期3万255人に対し、2,715人の増となりました。

トップシーズンの8月から11月の利用者数は3万1,859人となり、前期3万4,179人に対し、2,320人の減となりました。また、冬期間の12月から3月までの利用者数は3万4,141人で、前期3万2,179人に対し、1,962人の増となりました。

ダリヤパークゴルフ場でございます。

ダリヤパークゴルフ場の営業日数については、4月中旬から12月上旬まで229日間の営業となりました。1日平均の利用者数は今期75人で、前期69人に対し、6人ほど増となりました。

地域別利用者及び利用割合については、川西町が5,233人、次いで米沢市が2,923人で、置賜地域全体の利用者数が1万527名となりました。置賜以外の県内利用者は396名となりました。

また、県外利用者では福島が一番多く632人、県外利用者数は942人となりました。子供の利用は90人、団体等の利用は4,653人となりました。

続きまして、売上高及び損益状況でございます。

コロナ禍の状況では利用が少なかった法要や祝い事での宴会も見られるようになり、通常の宴会が少しずつ戻ってきました。また、やまがた旅割キャンペーンを活用したまどか宿泊、宴会など各種プランもお客様からは好評で、たくさんの方々に利用いただくことができました。

このようなことから、浴浴センターまどかの売上高は1億4,033万4,000円となり、前期1億195万5,000円に対し、3,837万9,000円の増額となりました。

また、パークゴルフ場の売上高は1,007万7,000円となり、前期の902万7,000円に対し、105万円の増となりました。

両施設の売上高合計は1億5,041万1,000円となり、前期1億1,098万2,000円に対し、3,942万9,000円の増額となりました。

下のほうにいきます。

上記の売上高合計は1億5,041万1,000円に指定管理料3,100万円を加え、今期の総売上高は1億8,141万1,000円となり、前期の総売上高1億4,198万2,000円に対し、3,942万9,000円の増額となりました。

仕入れ高については、原材料や消耗品等の値上がりが相次ぎ、今期は4,370万6,000円となり、前期3,817万8,000円に対し、552万8,000円の増額となりました。また、棚卸し高を差し引いた売上げ原価は4,394万8,000円となり、前期3,804万3,000円に対し、590万5,000円の増額となりました。

売上げ総利益は1億3,746万4,000円となり、前期1億393万9,000円に対し、3,352万5,000円の増額となりました。

販売費及び一般管理費については1億4,930万4,000円で、前期1億4,003万1,000円に対し、927万3,000円の増額となりました。特に、水道光熱費については、電気料金の高騰により3,857万4,000円となり、前期3,269万6,000円に対し、587万8,000円の増額となりました。

売上げ総利益から一般管理費を差し引いて、今期の営業損失は1,184万円となり、前期3,609万2,000円対し、2,425万2,000円の減額となりました。

営業外収益については、県及び町からの原油価格・物価高騰緊急給付金、エネルギー高騰補助金等が主なもので、1,146万7,000円となりました。前期662万7,000円に対し、484万円の増額となりました。

営業外費用は58万1,000円で、法人税・事業税等が18万7,000円となることから、当期純損失額は114万1,000円となり、前期3,018万3,000円に対して、2,904万2,000円の大幅な減額となりました。

今期の営業については、コロナ禍前の数値に少しは近づけた感はありますが、今後も電気料金をはじめとして様々な原材料の値上げが予想されることや、収益率アップのため最大限活用した旅行に対する支援策が継続されるかは不透明な状況でもあります。

厳しい状況が続くことが予想されますが、前向きな視点で知恵を絞り、さらなる誘客増につなげ、経営の健全化を目指してまいります。

5ページからは損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費の内訳等がございます。

8ページをご覧ください。

株主資本等変動計算書でございます。

資本金、当期首残高1,500万円、利益剰余金、その他利益剰余金でマイナス7,869万5,078円、純資産がマイナス6,369万5,078円です。当期純損失、利益剰余金でございますが114万1,275円、純資産合計でマイナス114万1,275円。当期末残高で資本金が1,500万円、利益剰余金でマイナス7,983万6,353円、純資産合計でマイナス6,483万6,353円でございます。

続きまして、10ページ及び11ページにつきましては、まどかとパークゴルフ場の利用者数

の実績でございます。

また、12ページ及び13ページにつきましては、浴浴センターとパークゴルフ場の損益計算書でございますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

また、14ページにつきましては、会社の概要及び会議等の開催状況です。

15ページをお開きください。

損益処分計算書でございます。

当期末処分損失7,983万6,353円を次期繰越し損失としまして、7,983万6,353円を繰り越すということで報告なりました。

なお、16ページは監査報告書となります。

以上が、令和4年度の報告となりますが、引き続きまして、別紙、第29期（令和5年度）の事業計画書をご覧いただきたいというふうに思います。

1ページをお開きください。

株式会社ダリヤパークサービス、第29期（令和5年度）事業計画書です。

運営方針。

当社は、川西町浴浴センターまどか並びに川西ダリヤパークゴルフ場の設置目的である町民の保養、健康増進、スポーツレクリエーションの振興、地域間世代間交流機会の創造などの目的達成のために、互いの施設機能を最大限に活用し、各種事業運営に取り組みます。また、利用するお客様に、必要とされる施設、喜んでいただける施設を目指してまいります。

詳細につきましては、（1）から（6）までの内容で進めるということでございます。

なお、事業概要でございますが、新規の取組を中心に説明申し上げたいと思います。

浴浴センターまどか、宿泊関係でございますけれども、ビジネス宿泊プランを創設したというふうに言っておられます。

2つ目、宴会ですけれども、米沢牛満喫プラン、洋食フルコースプランなどの新規を計画しているというふうにお聞きしました。

3番、レストランでございますけれども、まどか自家製パン販売及びオーガニックビレッジ有機農産物活用メニューなどを開始したいというふうに説明されております。

なお、イベント開催は、山口岩男ランチライブやフラダンスなどを計画されております。

連携・協力事業については、置賜農業高校との連携事業などが予定されております。

3ページに移ります。

7番の情報発信・PR活動では、ホームページの活用、フェイスブックの活用を展開する

というふうの説明をいただきました。

8番の研修事業では、インバウンド対策、外国人人材活用の情報収集を進めたいということとでございます。

なお、ダリヤパークゴルフ場につきましては、大会、研修会等の開催、そして、パークゴルフの普及活動に力を入れていきたいというような報告を受けております。

4ページにつきましては利用者売上高等の目標値となります。

人々の移動が活発になることは大いに期待されますが、電気料金のさらなる値上げや、今後も原材料の値上げラッシュも継続されます。厳しい状況ではありますが、何とか赤字脱却を目指し、下記の目標値といたします。

利用者数。浴浴センターまどか、宿泊から日帰り入浴までの合計で10万800人。ダリヤパークゴルフ場、1万8,000人。利用者合計11万8,800人。

売上高。浴浴センターまどか、合計で1億4,300万円。ダリヤパークゴルフ場、合計で1,150万円。売上高合計で1億5,450万円。

なお、5ページ及び6ページにつきましては、売上高及び利用者数の計画でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

私より報告を終了したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 報告を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時50分といたします。

(午前10時35分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事変更請負契約の締結について

○議長 日程第8、議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本

会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容について、鈴木政策推進課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 鈴木政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、議第51号 旧川西町役場庁舎等解体工事変更請負契約の締結についてご提案申し上げます。

令和4年7月21日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した旧川西町役場庁舎等解体工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、旧川西町役場庁舎等解体工事でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額、変更前、4億2,900万円でございます。変更後、4億85万7,600円でございます。比較しまして、2,814万2,400円の減額の契約でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

次に、参考資料として添付しております第1回契約仮変更書等の資料をご覧いただきたいと思います。

本契約書は、令和5年5月23日付で締結したものでございますが、契約書本文3行目でございますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するとしていたしてございます。

内容については、工事場所は大字上小松地内でございます。

完成期日は、令和5年6月30日に変更はございません。

変更金額は、減額で2,814万2,400円でございます。

発注者、受注者については記載のとおりでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

変更請負契約の概要でございます。

まず初めに、当該工事の基本的な内容といたしまして、1の対象施設は、旧役場本庁舎、中央公民館及び附帯等合わせまして4,617平方メートル。

2の敷地面積は、実測値で5,859平方メートル。

3の主な工事内容は、1つ目に、対象施設の解体、撤去、処分。

2つ目に、外構の解体、撤去、処分。

3つ目に、敷地内埋設物の撤去、処分。

4つ目に、敷地全体の荒整地。

5つ目といたしまして、近隣家屋等の工事損害調査でございます。

今回の主な変更内容につきましては、4に記載の8項目でございますが、詳細につきまして、次ページのA3判、変更工事概要図にて説明をさせていただきます。

なお、前ページの付番と同一番号を位置ごとに朱書きで記載しております。

最初に、A旧川西町役場庁舎をご覧ください。

(4)として、旧庁舎基礎杭引き抜きに係る着工後試掘調査に基づく杭設置未確認による減であります。変更前は、昭和34年建設当時の設計図書がなかったため、みなし設計として、中央公民館と同様の杭を219本計上しておりましたが、着工後の試掘の結果、ゼロ本でありました。

次に、(6)旧本庁舎煙突のアスベスト除去、処分に係る着工後アスベスト含有事前検査に基づく無検出による減であります。変更前は、煙突部分が測定不可能箇所であったため、みなし設計として、レベル2の一式処理を計上しておりましたが、着工後の施行者検査に基づく無検出による通常処理とするものであります。

次に、B川西町中央公民館をご覧ください。

(1)アスベスト粉じん飛散防止に係る濃度測定の追加でございます。当施設には、飛散性の高いレベル1のアスベストが含有されておりましたので、法的縛りはございませんが、住宅隣接を考慮し、建物周辺8か所の測定を追加するものでございます。

(3)中央公民館東側屋上及び西側屋根の除排雪経費の追加でございます。当施設が、降雪期の1月から2月にかけての躯体解体となりましたので、東側屋上及び西側屋根の除排雪

600立方メートルを追加するものであります。

(5) 中央公民館基礎杭引き抜きに係る計画建築物影響範囲のみの引き抜きによる減であります。地盤保持を図るため、変更前、217本に対して、変更後、113本の引き抜きにとどめ、差引き104本の杭を存置することにつきましては、廃棄物処理法に係る地下工作物の取扱い基準により、山形県置賜総合支庁環境課と協議を行い、許可をいただいているものでございます。

次に、左側の(2)車両動線確保に係る北西側付近へのキャスターゲートの増設であります。変更前は仮囲いで閉鎖しておりましたが、北西側敷地への車両出入りが必要となったため、ゲートを設置したところであります。

次に、図面の下側中央、(7)の南側車両出入口制限による交通誘導員人工数の減であります。敷地南側には2か所の車両出入口を設置しておりましたが、町道交通車両の安全確保を図るため、中央仮門を閉鎖し、東側1か所の工事車両出入りとしたため、変更前、440人から、変更後、180人まで人工数を減じるものであります。

最後に、左下の(8)工事損害調査に係る事後調査申入れ件数の確定に伴う業務量の減であります。変更前の事前事後調査12件から、変更後は、申入れに基づきまして事後調査を4件に減じるものでございます。

以上が工事の変更内容でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第52号 花丘町下小松線防雪柵設置工事請負契約の締結について

○議長 日程第9、議第52号 花丘町下小松線防雪柵設置工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町

議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第52号 花丘町下小松線防雪柵設置工事請負契約の締結についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容について、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、議第52号についてご説明申し上げます。

議第52号 花丘町下小松線防雪柵設置工事請負契約の締結についてでございます。

令和5年5月18日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した花丘町下小松線防雪柵設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、花丘町下小松線防雪柵設置工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、金5,962万円。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

参考資料として、建設工事請負仮契約書をご覧いただきたいと思います。

工事名、花丘町下小松線防雪柵設置工事。

工事場所につきましては、下小松地内でございます。

工期、本契約の効力を生じた日から令和5年11月30日まで。

契約代金、5,962万円でございます。

本文2でございますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議

決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

令和5年5月22日付契約でございまして、発注者は川西町長、受注者は株式会社殖産工務所でございます。

1枚めくっていただきまして、A3判の工事概要をご覧くださいと思います。

真ん中に平面図がございます。犬川の二番公民館から南側に、施工延長としまして200メートル、このたび設置するものでございます。

右下に凡例がございます。工事概要でございます。

防雪柵設置工として200メートル、こちらは樹脂ネットを用いた施工ということで、昨年からの継続でございます。

基礎工としましては、鋼管杭を合計50本打ち込む予定でございます。

路肩につきましては、コンクリートで保護するというふうな予定となっております。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第53号 4年災第5565号上六角平谷地線橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について

○議長 日程第10、議第53号 4年災第5565号上六角平谷地線橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第53号 4年災第5565号上六角平谷地線橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、議第53号についてご説明申し上げます。

議第53号 4年災第5565号上六角平谷地線橋梁災害復旧工事変更請負契約の締結についてでございます。

令和4年12月27日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した4年災第5565号上六角平谷地線橋梁災害復旧工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、4年災第5565号上六角平谷地線橋梁災害復旧工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、変更前、金4,950万円、変更後、金5,503万6,300円。比較しまして、金553万6,300円の増でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松2344番地の1、株式会社藤島建設、代表取締役社長藤島英一。

本日付提出、町長名でございます。

参考資料の第2回契約仮変更書をご覧いただきたいと思ひます。

工事場所につきましては、大字上小松地内でございます。

完成期日は、令和5年7月31日でございます。

変更前の請負代金額に対する増減額でございますが、553万6,300円の増額でございます。

本文3行目でございます。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

令和5年5月22日付契約でございます。

発注者、川西町長、受注者、株式会社藤島建設でございます。

1枚めくっていただきまして、A3判の変更工事概要をご覧ください。中央の平面図をご覧ください。

右上に、水色の側面図、矢印と記載のところが、こちらが鏡沼側でございます。

このたびの変更で主なものにつきましては、ダリヤ園側、左斜め下になりますが、紫色のバッテンになっているところございます。こちらが、変更前、重力式擁壁を設置予定でございました。また、鏡沼側、右斜め上ですが、薄いピンク色のブロック積み、これもバッテンになっておりますが、これを施工予定でございましたが、緑色のL型擁壁の設置に変更しまして、より強靱化を図るものでございます。

また、左側の側面図並びに断面図をご覧ください。

赤く記しているのがボックスカルバートでございますが、ボックスカルバートの設置に当たりまして、置き換え基礎としてコンクリート打設を増工するものでございます。

説明については以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第54号 財産の取得について

○議長 日程第11、議第54号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第54号 財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第54号についてご説明申し上げます。

議第54号 財産の取得についてでございます。

令和5年5月18日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した小形除雪車（1.0メートル級）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、取得物件、小形除雪車（1.0メートル級）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、金1,289万2,000円。

4、契約の相手方、山形県山形市大字十文字1128番地1、昭和建機株式会社、代表取締役石川 清。

本日付提出、町長名でございます。

参考資料の物品購入仮契約書、ご覧いただきたいと思っております。

令和5年5月19付でございます。

発注者、川西町長、受注者、昭和建機株式会社でございます。

本文3行目でございます。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

物品名、小形除雪車（1.0メートル級）。

仕様及び図面または見本は、別添のとおりでございます。

数量、1台。

規格、NR43形。

契約金額、1,289万2,000円。

納入期限、令和6年3月22日。

納入場所については、大字中小松地内でございます。

それでは、1枚めくっていただきたいと思っております。

小形除雪車の図面でございます。

左上が後ろから、左下が前から、右上が上から、そして、右下が横から見た図面となっております。全長につきましては4メートル39.5センチ、表記はミリメートルとなっておりますが、4メートル39.5センチです。全高1メートル99センチ、全幅でございますが1メートルとなっております。

説明については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

8番鈴木幸廣議員。

○8番 この除雪車について、納期、6年3月22日とありますが、今期というか、今度の降雪期に間に合わないような気がするんですが、これは大丈夫だという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまご質問いただいたご質問にお答え申し上げます。

今期の除雪計画については、これから除雪の計画を編成しているところでございますが、本ロータリーについては、今後発生しますメディカルタウン等々の歩道等を予定しておりますので、そういったところに今後充てるということで、今期につきましては、今ある台数で回す予定でございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第55号 財産の取得について

○議長 日程第12、議第55号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本

会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第55号 財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、大河原地域整備課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、議第55号についてご説明申し上げます。

議第55号 財産の取得についてでございます。

令和5年5月18日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した除雪ドーザ（11トン級）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、取得物件、除雪ドーザ（11トン級）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、金4,004万円。

4、契約の相手方、山形県米沢市窪田町窪田字上他谷1271番地2、日本キャタピラー合同会社米沢営業所、所長入江敬二。

本日付提出、町長名でございます。

参考資料の物品購入仮契約書をご覧いただきたいと思ひます。

令和5年5月19日付でございます。発注者、川西町長、受注者、日本キャタピラー合同会社米沢営業所でございます。

本文3行目でございます。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものであります。

物品名、除雪ドーザ（11トン級）。

仕様及び図面または見本、別添のとおりでございます。

数量、2台。

規格、920-14。

契約金額、4,004万円。

納入期限、令和6年3月22日。

納入場所、大字中小松地内でございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、左上が後ろから、左下が前から、そして、右上が上から、右下が横から見た図面となっております。

全長7メートル14センチ、全高3メートル30センチ、全幅が3メートル30.5センチメートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

6番寒河江 司議員。

○6番 6番寒河江です。

2台一緒に買うということなんでしょうけれども、これは古くなったから新たに2台を減して新しいもの2台にするのか、それとも、今までのやつよりも2台を増設するのか、ちょっとお聞きします。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

このたび購入するドーザにつきましては、今まで除雪機械の老朽化が顕著だということがございまして、更新計画に基づいて更新するものでございます。そのようなことから、新たな増強というよりは、まずは更新という考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようですから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第56号 川西町立大塚小学校屋外プール改修工事請負契約の締結
について

○議長 日程第13、議第56号 川西町立大塚小学校屋外プール改修工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第56号 川西町立大塚小学校屋外プール改修工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、私より、議第56号 川西町立大塚小学校屋外プール改修工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

令和5年5月18日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町立大塚小学校屋外プール改修工事について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、契約の目的、川西町立大塚小学校屋外プール改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。
- 3、契約の金額、金1億7,270万円でございます。
- 4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

添付してあります参考資料をご覧いただきたいと思います。

建設工事請負仮契約書でございます。

工事名、川西町立大塚小学校屋外プール改修工事。

工事場所は大字大塚地内でございます。

工期は、本契約の効力を生じた日から令和5年12月15日までとしております。

請負代金額は1億7,270万円。

契約書本文2番目として、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立、その効力を発生すると記載をしております。

令和5年5月19日付でございます。

発注者、受注者は記載のとおりでございます。

ページをおめくりいただきたいと思っております。

左側には、このプール改修工事の概要をお示ししてございます。

工事内容、1番目でございます。まずは、既存施設を解体いたしまして、その場所に改めて2の屋外プールを新たに設置するものでございまして、なお、今現在の大塚小プールは、地面とほぼ同じ水面の高さというふうになってございますので、衛生面を考慮いたしまして、今回新築するプールは、かさ上げした形で設置をするものでございます。

本プールといたしましては、25メートルの5コース、補助プールといたしましては、10メートル掛ける6メートルを併設して設置するものでございます。

このほか付属棟ということで、木造平屋建ての建物を設置するものでございます。

4の配置図ということで右側につけてございます。

今現在のプールは、校舎の北側に設置してございまして、これを解体、撤去いたしまして、その場所にこのような形のプールを設置するものでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

8番鈴木幸廣君。

○8番 8番です。

工期が12月ということで、児童への体育の授業等に対する考え方、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 今年度につきましては、大塚小学校の児童は犬川小学校のプールに移動をして、スクールバスを活用いたしまして、移動をして授業をしていただくということで調整を

させていただきます。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第57号 財産の取得について

○議長 日程第14、議第57号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第57号 財産の取得について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、金子教育文化課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 命によりまして、私より、議第57号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

令和5年5月18日川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町立美郷幼稚園バスの取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、取得物件、川西町立美郷幼稚園バス。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、金693万5,500円。

4、契約の相手方、山形県米沢市中田町字道ノ上参908、山形トヨタ自動車株式会社米沢店、店長齊藤正美。

本日付提出、町長名でございます。

参考資料ということで物品購入仮契約書を添付してございますので、そちらをご覧くださいと思います。

令和5年5月18日付で、発注者、受注者は記載のとおりでございます。

本文の2段目、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するというふうに記載をしております。

物品名は、川西町立美郷幼稚園バス。

数量は1台でございまして、規格は、トヨタ コースター幼児専用車、番号は記載のとおり
の車体番号でございます。

契約金額、693万5,500円。

納入期限は、令和5年11月30日まで。

納入場所は、大字苳地内でございます。

裏面をご覧くださいと思います。

こちらのほうに写真を載せております。

幼児専用車ということで、通常のマイクロバス28人乗りと同じ大きさになってございますが、幼児仕様になりますと1.5倍換算ということになりまして、マックスで42人乗りという
ようなスペースに広がるものでございます。

こちらは、更新計画に基づいて更新をするものでございます。

なお、納入に当たっては、園児バスの安全装置、こちらのほうも設置をするものというこ
とで契約をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)

◎議第48号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第49号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

◎議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長 日程第15、議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)から、日程第18、議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの4議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,755万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億9,155万2,000円とするものであります。

以下、内容の説明について坂野財政課長から提案申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第3条地方債の変更は、第3表地方債補正による。

本日付提出、町長名でございます。

先に、第2表と第3表からご説明申し上げますので、この補正予算書の4ページをお開きください。

先に、第2表債務負担行為補正でございます。追加で1件でございます。

事項、戸籍システム機器更新賃貸借、期間は令和6年度から令和10年度まででございます。限度額1,468万5,000円でございます。

この賃貸借につきましては、期間は令和6年からとなりますが、今年度中にシステム構築の作業を始めるための契約を行う必要があるために追加するものでございます。

続いて、その下であります。第3表地方債補正。変更で3件でございます。

起債の目的、補正前の限度額と右側に補正後の限度額を記載してございます。起債の方法、利率、償還の方法については、個々に表示しておりますとおりでございます。

最初に、災害復旧事業でございますが、補正後の限度額は3,360万円、3,280万円の増額でございます。

続いて、緊急自然災害防止対策事業、補正後の限度額は3億4,660万円、2,400万円の減額でございます。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は9億4,390万円、3,450万円の増額でございます。

計、補正後の限度額13億9,020万円、4,330万円の増額でございます。

第1表に係る金額等については、後ほど別の資料でご説明申し上げますが、今回、説明資料として2種類ご用意させていただきました。

左上に議第47号資料と記載してございますが、先に資料の②と表示しているもの、こちらのほうをご覧いただきたいと思っております。

A4判の1枚の、ワンペーパーの資料、両面刷りの資料でございます。

それでは、議第47号資料の②でございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の対応についてということで、今回の補正第1号の中で、国からの臨時交

付金に対応する事業について、抜粋して作成した資料でございます。

まず、1番の交付金の概要であります。令和5年3月28日に、国の令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定されたことを受けまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに支援できるよう増額されたものでございます。

より重点的、効果的に活用できるよう推奨事業メニューが提示されているほか、低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠が設置されたものでございます。

内容は、2に記載してございます。

実施事業であります。まず1つ目、(1)として低所得世帯支援枠。事業規模は4,311万5,000円でございます。事業として、1つであります。事業名、低所得世帯支援給付金支給事業、括弧内は担当課を記載しております。

その下に、予算書事項別明細書、10、11ページ、4,311万5,000円と記載してございますが、これは、このたびの第1号補正の予算書、お手数ですが、ちょっとご覧いただきたいと思っております。

前のほうの、先ほど申し上げました4ページの2表、3表の次に、こちらですが、歳入歳出補正予算の事項別明細書とございます。これが、予算書の説明資料の部分でございますが、こちらの10ページをご覧いただきますと、真ん中から下の部分、3款民生費、1項社会福祉費、左側の目というところに、1目の社会福祉総務費と記載してございます。一番右の説明の欄をご覧いただきますと、2つ目の事業になります。36とありまして、この36というのはシステム上の事業番号になります。事業名が低所得世帯支援給付金支給事業、事業費が4,311万5,000円と記載されており、その下に、1報酬からそれぞれの節ごとの歳出の内訳が記載されておりまして、次の11ページの19扶助費3,996万円、ここまでがこの事業の支出の内訳になっております。

以下、このように後ほどご確認いただければと存じます。

それでは、資料の②に戻っていただきまして、ただいまの2の(1)ナンバー1の事業の事業概要であります。電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図る事業として予算化したものでございます。

対象世帯は令和5年度町民税の非課税世帯、基準日は6月1日といたします。支給額として1世帯当たり3万円、指定の口座へ振り込み、給付するものでございます。

続いて、(2) 推奨事業メニュー分ではありますが、事業規模として1億4,882万6,000円でございます。

ナンバー2の事業ですが、子育て世帯応援金事業。事業概要でございます。コロナ禍において物価高騰の影響を受けている子育て世帯の給食費や学用品等の負担軽減を図るため、応援金の支給を行う事業でございます。対象児童として①から③までございますが、まず7月1日を基準といたしまして、この時点で町内に住所を有するゼロ歳から18歳までの児童、また19歳から20歳までの一定の障害のある方、また7月2日から年度末までの新生児及び転入児童が対象となります。支給額は1人1万円、支給方法として指定の口座へ振り込みするものでございます。

続いて、ナンバー3、地域内循環型農業確立支援事業。内容ですが、輸入資材や化学肥料等の物価高騰の影響を受けている町内農業者に対して、堆肥利用の拡大を図り、環境保全型農業の支援を行う事業でございます。支援基準ではありますが、まず堆肥の購入、また堆肥の散布について、購入は1トン当たり2,000円、散布は10アール当たり2,000円を基準額とし、これまでの購入、あるいは散布実績のある方については4分の1、実績のない、これから始めてという方に対しては2分の1の補助率の設定、また堆肥の散布について、自己生産された堆肥も対象とするというものでございます。

裏面をご覧ください。

ナンバー4、配合飼料高騰対策支援事業でございます。物価高騰の影響を受け、配合飼料の価格高騰が続いているため、畜産農家の負担軽減及び生産基盤の弱体化防止による飼養頭数の維持を図る事業として実施するものでありますが、支援基準として①から③まで、1頭当たりそれぞれの基準額、これを補助するものでございます。

続いて、ナンバー5、デジタル地域通貨導入事業。事業概要は、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている町民の生活支援と町内の消費喚起を図る目的で、デジタル地域通貨の導入及びプレミアム商品券の発行を行う事業でございます。2つの取組がありまして、まず地域デジタル通貨を新しく導入すること。また、併せてプレミアム商品券を発行するというので、1万円に対して30%のプレミアム率、販売セット数は8,000セットの予定でありまして、スマホのアプリに加えまして、スマホを活用していない方に対しまして、カードの発行も併せて行うものでございます。

続いて、ナンバー6、浴浴センター管理運営事業。事業概要ですが、エネルギー価格高騰の影響を受けている公衆浴場の負担軽減を図る事業で、本町唯一の公衆浴場である浴浴セン

ターまどかにおいて、価格差の大きい電気料及び灯油価格高騰分のうち、温泉業務に係る価格高騰分の支援を行うものでございます。

続いて、ナンバー7、小学校給食業務経費、あわせて、次のナンバー8、中学校給食業務経費でございます。物価高騰の中で、小・中学生の保護者の給食費の負担軽減や、これまでどおりの給食の栄養価、量の確保を図る事業といたしまして、児童・生徒1人当たり1食10円相当の補助金を、各小・中学校に交付するものでございます。

続いて、3番、財源についてであります。3つ記載してございます。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。これは国からの交付金でございますが1億162万5,000円。

続いて、(2) その他ということで、プレミアム商品券の販売収入。8,000セット分ということで8,000万円。

続いて、(3) 一般財源。これは財政調整基金からの繰入金であります。それぞれ予算書のページ数を記載してございますが、財政調整基金は今回の補正全体で6,560万7,000円。このうち、この対策といたしまして1,031万6,000円でございます。合計1億9,194万1,000円の事業規模ということでございます。

それでは、もう一枚の資料をご覧いただきたいと思えます。

議第47号資料であります。令和5年度川西町一般会計補正予算(第1号)の概要でございます。

こちらは、第1号の補正予算全体の概要書の説明資料になります。

歳出であります。これは、性質別に区分した補正額並びに補正の主な内容を抜粋して説明申し上げます。

ナンバー1、人件費1,603万8,000円の増額。補正の主な内容であります。三役給与費の共済費をはじめ、一般職員、会計年度職員、給与手当、共済費等の補正を行うものでございます。

ナンバー2、補助費等1億6,277万5,000円の増額。

主な概要であります。この2段目にございます過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業。補助金として1,400万円の増額。これは、きらりよしじまネットワークが事業主体となり実施する事業で、全額国庫補助の事業の取組でございます。

その下になりますが、水道事業会計支援事業、補助金3,000万円の増額。これは、正安寺配水池の地滑り対応の補助として一般会計から支出するものでございます。

3つ飛びますが、デジタル地域通貨導入事業、負担金（原資分）として1億400万円でございます。

続いて、ナンバー3、物件費2,115万2,000円の増額。この物件費の下から2段目になりますが、こちらでもデジタル地域通貨導入事業、使用料等で1,500万円の増額。

続いて、ナンバー4、扶助費6,648万円の増額。このうち、低所得世帯支援給付金支給事業3,996万円の増額。その下、子育て世帯応援金事業1,902万円の増額。

続いてナンバー5、普通建設事業費（補助）5,289万6,000円の増額。

2段目になりますが、元気な地域農業担い手育成支援事業、農業機械整備補助1,314万3,000円の増額。

1つ飛びますが、畜産所得向上支援事業、施設・農業機械整備補助2,206万1,000円の増額。その下になりますが、花丘町下小松線防雪柵設置工事、工事請負費で1,000万円の増額。

続いてナンバー6、普通建設事業費（単独）424万8,000円の増額。下の段になりますが、町民総合体育館整備事業、耐震補強工事請負費・工事監理業務委託料として319万9,000円の増額。

裏面をご覧ください。

ナンバー7、災害復旧事業費（補助）1億461万円の増額。

農村地域防災減災（長堀）事業、調査計画委託料といたしまして1,500万円の増額。

その下であります、公共土木施設災害復旧事業、工事請負費で8,961万円の増額。

ナンバー8、災害復旧事業費（単独）1,250万円の増額。これは、公共土木施設災害復旧事業単独分の工事請負費の増でございます。

ナンバー9、繰出金314万7,000円の減額。介護保険事業特別会計繰出金は318万円の減額、下水道事業特別会計繰出金は3万3,000円の増額。

歳出合計4億3,755万2,000円でございます。

続いて、2歳入ですが、これは歳入項目ごとの補正額及び主な内容を抜粋してご説明申し上げます。

ナンバー1、国庫支出金。1億9,784万円の増額。このうち、公共土木施設災害復旧費国庫補助金6,708万7,000円の増額。その下になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億162万5,000円の増額。過疎地域持続的発展支援交付金1,400万円の増額。

続いてナンバー2、県支出金4,963万9,000円の増額。2段目になりますが、畜産所得向上支援事業費県補助金1,838万6,000円の増額。2つ飛びますが、農村地域防災減災事業費県補

助金1,500万円の増額。

続いてナンバー3、寄附金1万円の増額。これは更生保護女性会より指定寄附金として頂いたものでありまして、地域子育て支援事業の絵本購入費に充当する内容でございます。

続いてナンバー4、繰入金6,596万2,000円の増額。このうち、財政調整基金繰入金は6,506万7,000円の増額でございます。

続いてナンバー5、諸収入8,008万1,000円の増額。諸収入の一番下の段になりますが、プレミアム商品券販売収入として8,000万円の増額。

続いてナンバー6、町債4,330万円の増額。浴浴センター施設整備事業債、以下、ここに表示してあるとおりの起債を行うものでございます。

歳入合計4億3,755万2,000円の増額でございます。

なお、表の下に記載してございますが、補正後の財政調整基金の残高は3億9,421万4,000円となります。その下に記載しております令和4年度の標準財政規模、これは、令和5年度分につきましてはこれから算出になりますので、令和4年度の金額と比較してございますが、これに占める割合は6.0%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどといたします。

(午前11時54分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 町長。

○町長 議第48号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を提案申し上げます。

令和5年度川西町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,447万8,000円とするものであります。

以下内容につきまして、大河原地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し

上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、議第48号についてご説明申し上げます。

議第48号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、別紙資料の概要によりご説明申し上げます。

議第48号資料。

令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

1歳出。

1款総務費、補正額3万3,000円。共済費の増額によるものでございます。

2歳入。

5款繰入金、補正額3万3,000円。一般会計繰入金でございます。

説明は以上でございます。審議よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第49号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和5年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ529万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億144万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第49号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予

算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

令和5年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、別紙をご覧くださいと思います。

議第49号資料。

令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明を申し上げます。

内容につきましては、人事異動によるものでございます。

1歳出でございます。

1款総務管理費18万6,000円の増。共済費の増でございます。

3款地域支援事業費548万5,000円の減額でございます。人事異動による人件費の減でございます。

歳出合計が529万9,000円の減額でございます。

2の歳入でございます。

1款介護保険料60万4,000円の減額でございます。特別徴収分が56万5,000円の減、普通徴収分が3万9,000円の減でございます。

3款国庫支出金101万1,000円の減額でございます。地域支援事業交付金（総合事業費以外）でございます。

4款県支出金50万6,000円の減額でございます。地域支援事業交付金と同じでございます。

7款繰入金317万8,000円の減額でございます。一般会計の繰入金でございます。

合計が529万9,000円の減額でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

第1条令和5年度川西町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条から内容につきまして、大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、議第50号をご説明申し上げます。

議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）。

第2条令和5年度川西町水道事業会計予算（以下「予算」と言います）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

収入。

第1款水道事業収益、4億6,600万7,000円、10万円の減額、4億6,590万7,000円。

第2項営業外収益、957万3,000円、10万円の減額、947万3,000円。

支出。

第1款水道事業費、4億5,592万2,000円、186万9,000円の減額、4億5,405万3,000円。

第1項営業費用、4億2,319万9,000円、186万9,000円の減額、4億2,133万円。

第3条予算第4条本文中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億6,831万3,000円は消費税資本的収支調整額1,116万2,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億5,715万1,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,831万3,000円は消費税資本的収支調整額1,116万2,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億2,715万1,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款資本的収入、1億660万2,000円、3,000万円、1億3,660万2,000円。

第6項補助金、2,200万円、3,000万円、5,200万円。

第4条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものであります。

職員給与費、3,914万6,000円、176万9,000円の減額、3,737万7,000円。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、別紙資料の概要によりご説明申し上げます。

議第50号資料。

令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）の概要であります。

収益的収入。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金10万円の減額でございます。児童手当の減額によるものでございます。

収益的支出。

1 款水道事業費、1 項営業費用、2 目配水及び給水費152万8,000円の減額。人件費の減額によるものでございます。

4 目総係費34万1,000円の減額。同じく人件費の減額によるものでございます。

資本的収入。

1 款資本的収入、6 項補助金3,000万円。正安寺配水池仮設送配水管布設工事補助金でございます。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑になるようご留意願います。

9 番 神村建二君。

○9 番 9 番 神村です。

令和5年度の一般会計補正予算についてお聞きしますけれども、このたびの臨時交付金については、当を得たもの、支持を得たものと、非常に高く評価をするわけでございます。

ご説明の資料にもありましたとおり、令和5年3月28日閣議決定された予備費の使用について、地方公共団体の地域の実情に応じて支援できるように増額されたものであるというふうにされておりますが、本町として特に配慮した点、注力をした点があれば、何か伺いたいと思います。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

このたびの臨時交付金において、補正予算に計上したものでありますが、特に本町として注力したものというところではありますが、まず生活者支援という部分と事業者支援というところで、国のほうでも推奨事業のメニューが提示されておまして、その中から、まず生活者支援につきましても、やはり低所得世帯への対応をまず早急に実施したいというところ。あとは、生活者並びに事業者、併せて新たな取組にもなりますがデジタル地域通貨、こういったものを新たに導入し、継続的に地域の商工業の持続的な発展といえますか、そういった

ところも下支えをしていきたいというような新たな取組も実施してまいります。

また、小・中学校の保護者への支援というところで、給食費の値上げ等に至らないような形で実施する。あとは、様々な、何ていいますか、学用品といいますか、そういった保護者の負担軽減につながるような部分というようなどころをしたい。

あとは、農業者への支援というようなどころで、特に高騰部分が大きな配合飼料ですとか肥料等の、そういった持続性の高いといいますか、そういった対応ができるような取組も継続して支援していきたいというようなどころで補正予算としてまとめたところがございます。

○議長 9番神村君。

○9番 9番神村です。

現在、そういった対応をなされておるわけですが、今のご説明にもありましたように、低所得世帯の負担軽減を図ること、これがその一つであるというふうにされているわけですが、その場合に、低所得世帯を判定する基準日によって、対象者が異なってくる場合があると考えられますので、その辺、漏れがないように万全を期して対応するようにお願いいたします、要望いたします。

以上です。

○議長 ほかに。

11番高橋輝行君。

○11番 定例議会でございますので、お願いをしながら申し上げたいことがございます。

と申しますのは、先ほど園児バスの購入ありましたけれども、更新計画に基づいて進められているということでありましたけれども、その説明は十分理解できるわけですがけれども、いわゆる今後、全体の計画の中で、今回はこの計画を進めるんだという、もう少し資料を頂きながら懇切丁寧な説明をしていただければ、なお理解が深まるのではないかというふうに思うので、その辺の説明の仕方と、それから資料等、概要で結構ですがけれども、今、計画の中の、更新計画のこういう段階なんだというようなひとつ説明を、定例議会でございますので、工夫をしていただきたいものだということが1点でございます。

それから、正安寺の配水池の関係で、るる担当課長からも説明ありましたがけれども、町民からは、非常に水圧について心配された話もされますし、我々はそういう状況を分かっておるわけですが、特に、例えばですけれども、町外からおいでになって、どうも水圧低いなどというような指摘もされる場面があるわけでありまして、この辺のいわゆる進捗状況などについて、今回、この見通しも含めて、担当の常任委員会のみならず、途中経過などを説明す

る場があるのかないのか、町民生活に関わることなのでお尋ね申し上げたいという。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまご質問いただきました正安寺の件でお答え申し上げます。

今現在、正安寺につきましては、3月12日の山崩れ、地滑りを受けまして、配水池までの送配水管が断裂したということをもって、言ってしまえば、水道自体が若干脆弱な状況になりまして、町民の皆様にも節水のご協力を呼びかけてまいったところでございます。

このたび、送配水管の設置並びに一定程度の管と配水池の状況が整いましたので、ようやくテレメータシステムの全て配下に入ったということで、そのような脆弱な状況からは、今現在は脱却しているところでございますが、議員ご指摘のとおり、まずは議員の皆様にも丁寧なご説明を申し上げながら、町民の皆様にもご理解いただきたいというふうに思っております。

先日、SNSでございますが、節水へのご協力に対する御礼と、今このような状況で、水圧が弱かった状況から、今は回復したということではお知らせしたところでございますが、この後、議員の皆様にもご説明する場を検討してまいりたいと思います。

○議長 町長。

○町長 高橋議員からありました様々な財産の取得等に関わる更新計画等について、丁寧な説明を、特に資料なども提供いただきながら、説明に努めるようにということでございますので、分科会審査等の中で情報提供させていただきながら審査いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第19、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第15、議第47号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第1号）から、日程第18、議第50号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）までの4議案を、内容審査のためお手元に配付いたしております議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願の付託

○議長 日程第20、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は1件であります。

請願第1号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員、鈴木孝之君。

○2番 2番鈴木です。よろしく願いいたします。

お手元の請願文書表のとおりであります。請願第1号、令和5年5月25日受付いただいております。

件名、食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について。

請願の趣旨は、別紙でございます。

請願者、住所、氏名であります。山形県東置賜郡川西町大字上小松978-1、山形おきたま農業協同組合、代表理事組合長若林英毅。

山形おきたま農協農政対策本部、本部長若林英毅。

連名でございます。

所管委員会は、産業厚生常任委員会であります。

朗読をもって、説明させていただきます。

○議長 鈴木議員に申し上げます。

マイクをもう少し近づけてお話し、それを上に向けて、恐れ入ります。

よろしく願いします。

○2番 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について。

政府・与党による食料・農業・農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えています。食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成・行動変容、農業の持続的な発展に関する施策および農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点をふまえた法整備、関連施策の拡充・再構築、万全な予算措置が必要となります。

その一方で、人口減少・高齢化が深刻化するなか、持続可能な農業生産には、その基盤となる農村の振興は欠かすことができず、農業振興と農村振興は両輪として一体的に進めるべきであり、基本法の見直しにあたっては、農業・農村施策の枠組み全体の見直しも求められます。

つきましては、将来にわたり国民へ安定的に食料を供給していくため、多岐にわたる基本法の見直しに際し、特に下記の事項について、生産現場の声として国に対し強力に働きかけ下さるよう、地方自治法第124条の規定により請願申し上げます。

記。

1. 認定農業者等の担い手はもとより、中小・家族経営などの「多様な担い手」が果たす役割は極めて大きいため、農村振興のみならず、農業振興の観点からも「多様な担い手」を基本法にしっかりと位置付けること。

2. 水田活用の直接支払交付金の見直しに止まらず、ゲタ対策等の経営所得安定対策や、個々の農家に対する新たな直接支払制度の導入を含めた施策全般にわたる見直しを行うこと。
以上。

川西町議会議長 井上晃一殿ということで請願申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長 本請願は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、東京都北区インボイス制度を考えるフリーランスの会代表、阿部 伸氏より、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書。

鶴岡市漆山ひとみ氏より、人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」断念を国に要請すること。

山形市山形県を明るくする会代表、井上 均氏より、全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情が、既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 1時26分)